

議員全員協議会会議録	
1 開会日	平成26年 9月12日 午後 4時10分 開会 午後 4時54分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席議員	奥津勝子 高橋英俊 二宮加寿子 渡辺順子 坂田よう子 片野哲生 吉川重雄 高橋富美子 竹内恵美子 三澤龍夫 関 威國 鈴木京子 清水弘子
4 説明員	町側出席者 中崎町長 栗原副町長 藤家教育長 二挺木政策総務部長 大槻総務課長 小林総務法制係長 山口会計課長 荒巻参事（危機管理対策担当） 池田副室長 相田教育部長
5 職務のため出席した職員	局 長 飯田 隆 書 記 波多野昭雄
6 協議等の事項	(1) 意見書案の提出について
7 その他	一般傍聴 なし

(1) 町長あいさつ

個人事業主への報酬等に関する所得税の源泉徴収漏れが全国的に多発していることから、適切な源泉徴収が行われているか自主的に見直すよう平塚税務署から依頼があり、調査した結果、本町においても源泉徴収漏れがあることが判明した旨の説明があった。

(2) 町報告事項

①所得税の源泉徴収漏れについて

平成 22 年 1 月から平成 26 年 8 月までの所得税及び復興特別所得税等を調査した結果、弁護士、建築士、不動産鑑定士及び土地家屋調査士の 11 人から 2,606,148 円の徴収漏れがあることが判明した。今後、一般会計補正予算に源泉徴収漏れ額分を計上し、承認を求めたい。

◎主な質疑

問： 弁護士というと町の顧問弁護士が頭に浮かぶが、個人ではなく複数人で弁護士事務所を行っている場合は対象ではないのか。

答： 顧問弁護士は、5 人以上の弁護士がひとつの事務所に入り弁護士事務所として看板を掲げているが、一人ひとりの弁護士は個人事業主であるため、その場合には個人事業主になる。

問： 過去に一度も指摘がなかったのか。

答： 新聞等で発表のとおり、国、県、各市町村が今まで指摘がなかったことで今回の事態になったと理解している。

問： 源泉徴収漏れ額 2,606,148 円に対し、補正予算計上額が 2,607,000 円の理由は、差額はどこかで調整するのか。

答： 予算は千円単位となる。立替分の 2,606,148 円は本来源泉徴収をすべきであった個人事業主から同額を歳入としていただく。

問： 不納付加算税額は、町に対する罰金と考えてよいか。

答： 延滞税及び不納付加算税とも、源泉徴収義務者である町に対する付帯税となる。

(3) 協議事項

①意見書案の提出について

提案者である二宮加寿子議員より、9 月定例会最終日に「軽度外傷性脳損傷者に関わる教育機関等への啓発・周知と労災認定基準の改正を求める意見書(案)」を提出したい旨の話があった。

また、事務局より、県町村議長会会長より依頼のあった「地震財特法の延長に関する意見書(案)」を同じく最終日に提出したい旨の説明を行った。

いずれの意見書(案)も 10 月 26 日の議員全員協議会において再度協議することとなった。

◎主な意見

- 教育機関等への周知は必要だと思うが、労災認定基準の改正となると判断基準が難しいのではないかな。
- 故意に交通事故を起こす者もいる。労災認定基準の改正が良いことかどうかな難しいところだ。
- 労災認定基準を改正しないと、軽度外傷性脳損傷者が補償を受けられない。周知するとともに、労災認定基準の改正が必要である。
- 日本では軽度外傷性脳損傷を実証する手立てがない、外国のように医学的知見に基づき適切な認定が行われるような取り組みが必要だ。
- まずは、軽度外傷性脳損傷を知ってもらうことから始めたらどうか。
- 意見書を提出するのであれば、もう少し協議が必要ではないかな。